

陸上自衛隊達第121-1号

苦情の処理に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第76号）第13条の規定に基づき、陸上自衛隊の苦情の処理の細部取扱いに関する達を次のように定める。

昭和38年7月27日

陸上幕僚長 陸将 大森 寛

陸上自衛隊の苦情の処理の細部取扱いに関する達

改正	昭和41年	4月22日達第32-13号	昭和57年	4月30日達第122-119号
	昭和63年	11月2日達第121-1-1号	平成元年	2月10日達第122-127号
	平成5年	10月14日達第121-1-2号	平成11年	3月25日達第122-152号
	平成19年	1月9日達第122-215号	平成19年	3月27日達第121-1-3号
	平成20年	7月23日達第122-228号	平成21年	2月3日達第122-230号
	平成23年	4月1日達第32-19号	平成27年	10月1日達第122-275号
	平成30年	3月13日達第121-1-4号	平成31年	4月19日達第122-302号
	令和3年	3月16日達第121-1-5号	令和4年	3月31日達第122-318号

（苦情の処理の事務を担当する者）

第1条 苦情の処理に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第76号。以下「訓令」という。）第3条第1項の「その指定する部内の職員」並びに第7条、第8条及び第9条に規定する事務を担当する者は、陸上幕僚監部、陸上総隊司令部、方面総監部、師団司令部及び旅団司令部においては監察官、その他の部隊等においては第1係主任又はこれに準ずる職務を行う者をもって充てることができる。

（苦情申立書）

第2条 隊員が訓令第3条第1項の書面若しくは電子メールによる苦情を申し立てる場合又は同条第3項の口頭による申立てを受けた者が申立ての内容を記述する場合に使用する苦情申立書の様式は別紙第1のとおりとし、部隊等の長は苦情申立書の用紙を隊員の利用しやすいところに備え付けなければならない。

（苦情処理通知書）

第3条 苦情を申し立てた隊員（以下「苦情申立人」という。）に対する処理結果の通知書の様式は、別紙第2のとおりとする。

（苦情受理者）

第4条 訓令別表の規定に基づき、別紙第3の部隊等に勤務する者について、

それぞれ同別紙に掲げる者を苦情受理者とする。

(苦情受理簿)

第5条 苦情受理者は、苦情受理簿(別紙第4)を備え付け、苦情の受理及びその処理の状況を明らかにするものとする。

(関係書類の取扱い)

第6条 苦情の処理に関する帳簿、書類等は、取扱いに十分注意しなければならない。

2 苦情受理簿、苦情申立書、苦情処理通知書その他の関係書類は5年間保存するものとする。

附 則

1 この達は、昭和38年8月15日から施行する。

2 監察隊の行なう苦情の処理に関する達(陸上自衛隊達第70-3号)は廃止する。

3 陸上自衛隊服務細則(陸上自衛隊達第24-5号)第101条中「監察隊の行なう苦情の処理に関する達(陸上自衛隊達第70-3号)」を「陸上自衛隊の苦情の処理の細部取扱いに関する達(陸上自衛隊達第121-1号)」に改める。

附 則(昭和41年4月22日陸上自衛隊達第32-13号)(抄)

1 この達は、昭和41年7月1日から施行する。

附 則(昭和57年4月30日陸上自衛隊達第122-119号)

1 この達は、昭和57年4月30日から施行する。

2 この達施行の際現に保有する公印は、新たに作成するまでそのまま使用することができる。

3 この達施行の際現に保有する旧様式用の紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則(昭和63年11月2日陸上自衛隊達第121-1-1号)

この達は、昭和63年12月1日から施行する。

附 則(平成元年2月10日陸上自衛隊達第122-127号)

1 この達は、平成元年2月10日から施行し、同年1月8日から適用する。

2 この達施行の際、現に保有する旧様式用の紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附 則(平成5年10月14日陸上自衛隊達第121-1-2号)

この達は、平成6年1月1日から施行する。

附 則（平成11年3月25日陸上自衛隊達第122-152号）
この達は、平成11年3月29日から施行する。

附 則（平成19年1月9日陸上自衛隊達第122-215号）
この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年3月27日陸上自衛隊達第121-1-3号）
この達は、平成19年3月28日から施行する。

附 則（平成20年7月23日陸上自衛隊達第122-228号）
この達は、平成20年7月23日から施行する。

附 則（平成21年2月3日陸上自衛隊達第122-230号）
この達は、平成21年2月3日から施行する。

附 則（平成23年4月1日陸上自衛隊達第32-19号）（抄）
この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月1日陸上自衛隊達第122-275号）
この達は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成30年3月13日陸上自衛隊達第121-1-4号）
この達は、平成30年3月27日から施行する。

- 附 則（平成31年4月19日陸上自衛隊達第122-302号）
- 1 この達は、平成31年5月1日から施行する。
 - 2 この達施行の際、現に保有する旧様式用の紙類は所要の修正を行い使用することができる。

- 附 則（令和3年3月16日陸上自衛隊達第121-1-5号）
- 1 この達は、令和3年3月31日から施行する。
 - 2 この達の施行の際、現に存するこの達による改正の前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この達による改正後の様式によるものとみなす。
 - 3 この達の施行の際、現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを修正の上使用することができる。

附 則（令和4年3月31日達第122-318号）
この達は、令和4年4月1日から施行する。

別紙第1（第2条関係）

※申立受理番号

苦情処理申立書

（苦情受理者）

職名

階級・氏名

殿

申立 年 月 日

（苦情申立人）

所 属

階級・氏名

本人所在駐屯地名

申立事項

苦情申立人希望事項

備考：1 ※の申立受理番号は、苦情受理者が記入する。この場合において、陸上自衛隊行政文書管理に関する達（陸上自衛隊達第32-24号（令和4年3月30日））第14条に定める部隊等の略号の後に「苦」と付し、年度番号及び受付番号を付する。

例：1 普連2中苦第5-3号

2 用紙の寸法は、日本産業規格A4とする。

別紙第2（第3条関係）

年 月 日

（苦情申立人）
所 属
階 級・氏 名 殿

（通知者）
職 名
階級・氏名

苦 情 処 理 通 知 書

令和 年 月 日付の貴殿申立ての苦情について、下記のとおり処理したので通知する。

記

備考：用紙の寸法は、日本産業規格A4とする。

別紙第3（第4条関係）

部 署	苦情受理者
防衛大臣、陸上総隊司令官、方面総監、師団長、旅団長及び団長直轄部隊のうち3佐を長とする部隊	当該部隊長
学校長に隷属する部隊のうち3佐を長とする部隊	当該部隊長

苦 情 受 理 簿

部隊等名 _____

受理 番号	受 理 年月日	件 名	苦情申立 人所属階 級・氏名	処 置	処理の概要	苦情申立 人への通 知年月日	備 考

- 備考：1 処置欄には、調査委員会の構成、調査経過、処理権限者への通知等の概要を記載する。
- 2 処理の概要欄には、棄却その他処理の内容を記載する。
- 3 再度の申立ては、別葉とする。
- 4 用紙の寸法は、日本産業規格 A 4 横とする。